

北九州市監査公表第29号

平成30年11月14日

北九州市監査委員	井上	勲
同	廣瀬	隆明
同	香月	耕治
同	福島	司

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体  
九州鉄道記念館運営共同企業体
- 3 監査の期間  
平成29年11月10日から平成30年5月29日まで
- 4 監査公表の時期  
平成30年7月31日（平成30年監査公表第21号）

## 5 監査の結果に基づく措置状況

### (1) 九州鉄道記念館運営共同企業体

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p data-bbox="167 412 742 450">ア <u>経理書類の適切な管理について</u></p> <p data-bbox="167 465 782 1084">監査の実施に当たり、平成28年度及び平成29年度10月末までの収支状況が把握できる書類の提出を指定管理者に依頼したが、そのうち、平成28年度の経費支出申請書、領収書等については、誤廃棄したとの理由により提出されなかった。このため、平成28年度については、収入に係る監査は実施できたが、支出に関して会計帳簿と経費支出申請書、領収書等の原本による確認ができず、当該年度の正規の監査が実施できなかった。</p> <p data-bbox="167 1099 782 1458">「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、市監査委員による市の事務監査に際し、市は、必要に応じ指定管理者に対し書類の提出を求めることができ、指定管理者は、誠実に対応しなければならないとされている。</p> <p data-bbox="167 1473 782 1720">本来、伝票や領収書等の保管は、会計事務における基本であり、適正な指定管理業務の実施を証するためにも、このような事態はあってはならないことである。</p> <p data-bbox="167 1736 782 1827">経理書類の管理を徹底し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p data-bbox="813 465 1428 875">今回の指摘事項について、今後このようなことのないよう「経理規程」を制定し、帳票の保管責任者、保存年限、保管方法及び保管状況を九州鉄道記念館運営共同企業体の代表企業により継続的に確認することを定めた。また、既存の経理書類（帳票）についても、規程に沿った管理方法に改めた。</p> <p data-bbox="813 891 1428 1137">加えて、門司港レトロ課への月例業務報告時に、これまで年1回であった経理モニタリングを毎月受検することとし、その際にも経理書類の保管状況の確認を受けることとした。</p> <p data-bbox="813 1153 1428 1355">以上、新たな規程の整備や施設職員以外によるチェック体制を強化することで、経理書類の適正管理を徹底した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ <u>不適切な経理処理について</u></p> <p>九州鉄道記念館の平成29年度の経理処理について、①イベント出演者等に支払う報酬に対する所得税の源泉徴収を行っていないもの、②経理処理や支出の根拠が不適切なもの、が見られた。</p> <p>所得税法では、報酬等を支払う者は、その支払の際に所得税を徴収し、国に納付しなければならないとされている。</p> <p>「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、指定管理者は管理運營業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとされている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」等に基づき、業務の遂行状況を確認することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> <p>さらに、経理事務について、根拠となる規程を整備し事務の透明化、適正化を図るとともに、内部統制が機能する体制づくりに努められたい。</p>	<p>①について、門司税務署に源泉徴収漏れについて過年度分を含め平成30年5月28日に源泉所得税を納付した。</p> <p>②について、指摘を受けた内容の実情を把握し、不適切な経理処理の是正を行った。</p> <p>今後同様の間違いが生じないように、支出基準の明確化と透明性を確保するため「経理規程」及び「旅費規程」を制定した。その中で、源泉徴収漏れ防止規定や経費支出に係る権限者、支出範囲、使用目的、経理処理手順、交通費の支給基準等を明記した。</p> <p>また、職場内会議において、指摘事項や新しく制定した経理規程等を施設職員に説明し、適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>さらに、経費支出決裁について、内部相互監視体制を強化するとともに、門司港レトロ課への月例業務報告時に、これまで年1回であった経理モニタリングを毎月受検し指導を仰ぐこととしている。</p> <p>以上により、詳細な規程の整備と遵守に加え、施設職員以外によるチェック体制を強化することで、事務の透明化、適正化を図り、内部統制が機能する体制を構築した。</p>